令和2年12月15日開催

厚生常任委員会資料【所管事務調査】

上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について	
・上越市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画(案)の 概要について	1~3
・上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(案) ・・・・	別冊
上越市第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画の策定について	
・上越市第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画(案) の概要について	4 ~ 9
・上越市第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画(案) ・・・・	別冊 2

所管	曾委員	会	厚生常任委員会
提	出	課	福祉課

上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(案)の概要について

- **1** 計画期間 令和 3~5 年度 (3 年間)
- 2 位置付け
 - ・市町村障害者計画 … 障害者基本法の規定により、当市における障害者福祉の推進に係る理念や基本的な施策の方向性を定める。
 - ・市町村障害福祉計画 … 障害者総合支援法の規定により当市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業提供体制の整備や事業の円滑な実施に関する計画として定める。
 - ・市町村障害児福祉計画 … 児童福祉法の規定により、当市における障害児通所支援及び 障害児相談支援の提供体制の確保等に関する計画として定 める。

3 計画の基本的な考え方

当市の健康福祉分野において本計画の上位計画となる「上越市第2次地域福祉計画」 の基本理念を、本計画の基本理念とする。

<計画の体系>

【基本理念】誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心して すこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現

目標

施策の柱

目標1

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制の整備 を強化します 1 共生社会の実現に向けた取組の推進

目標2

利用者の自立を支え、介護する家族等を支援する障害福祉サービスの充実を図ります。

3 障害のある人の社会参加等による 豊かな暮らしの実現

2 障害のある人が安心して暮らせる

4 就労の支援と定着の促進

地域社会の実現

目標3

一人ひとりの出番を創出し、 生きがいを持っていきいき と暮らせるまちづくりを推 進します 5 障害児支援体制の整備

4 施策の方向性・展開

4 心泉のカド	引圧 放用	
施策の柱	施策の方向性	改定後の計画における主な取組 (ゴシック体:重点取組事項)
1 444	(4) 陸声と四十1. キッギロ	
1 共生社	(1) 障害を理由とする差別	(継続) 障害を理由とする差別の解消の推進
会の実現	の解消の推進	
に向けた	(2) 権利擁護の推進	[充実]成年後見制度等の利用促進
取組の推		(継続)障害者虐待防止の取組の推進
進	(3) 精神障害にも対応した	[充実] 精神障害者の退院後の支援
	地域包括ケアシステムの	(継続) 共生社会実現に向けた包括的な支援体
	構築	制の構築
	(4) 市民の意識啓発	[充実] 共生社会実現に向けた市民等の意識啓発
2 障害の	(1) 包括的な支援体制の整	(継続)相談支援体制の充実・強化
ある人が	備	(継続) ニーズ等を踏まえた計画相談の実施
安心して		(継続)地域生活支援拠点等の整備に向けた取
暮らせる		組の推進
地域社会		(継続) 各種支援策の適切な活用につなげる効
の実現		果的な情報提供の実施
	(2) 障害福祉サービスの充	【新規】障害福祉サービスの質の向上に向けた
	実	取組に係る体制の構築
		(継続) 共生型サービスの円滑な導入(居宅介護
		等、生活介護、短期入所等の介護保険サ
		ービス事業所の活用)
		(継続)グループホームの整備促進(重度障害に
		対応した施設の整備を含む)
		(継続) 施設入所支援の継続
		(継続) 緊急短期入所用居室の確保
		(継続) ニーズを踏まえた各種障害福祉サービ
		スの充実
	(3) 各種助成制度の適切な	(継続) 県等の動向を踏まえた医療費助成制度や
	運用	各種手当支給制度の適切な運用
	(4) 災害時への備えの充実	(継続)災害時の避難体制の維持及び充実
3 障害の	(1) 社会参加の促進	(継続) コミュニケーション支援の充実
ある人の		(継続)移動支援の充実
社会参加		(継続) スポーツや文化活動等余暇活動の支援
等による	(2) 日中活動の充実	(継続) 地域活動支援センターの充実
豊かな暮		(継続)日中活動系サービスの利用促進
らしの実	(3) 当事者活動の促進	(継続) 当事者及び家族等の支援者の活動に対
現		する支援
		(継続) ピアサポート等障害のある人の活動に
		対する支援

施策の柱	施策の方向性	改定後の計画における主な取組 (ゴシック体:重点取組事項)
4 就労の	(1) 一般就労の促進	[充実] 就労先の拡大
支援と定		(継続) 市民や企業の意識啓発(障害を理由とす
着の促進		る差別の解消)
		(継続)就労定着支援
		(継続)就労移行支援事業等の利用促進
	(2) 福祉的就労の促進	(継続)就労継続支援の拡充
5 障害児	(1) 児童発達支援事業等の	[充実] 児童発達支援事業等の充実
支援体制	充実	[充実] こども発達支援センターにおける障害
の整備		児支援体制の強化
	(2) 重症心身障害児等に対	(継続) 重症心身障害児等のための「児童発達
	応した児童発達支援事業	支援事業所」及び「放課後等デイサー
	等の充実	ビス」の確保
	(3) 医療的ケア児支援体制	[充実] 医療的ケア児支援体制の充実
	の確保	(継続) 医療的ケア児支援のための協議の場の
		設置

所 管	京委 貞	員 会	厚生常任委員会
提	出	課	高齢者支援課

上越市第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画(案)の概要について

2 位置付け

介護保険事業計画は介護保険法(第 117 条)に基づく「市町村介護保険事業計画」に、高齢者福祉計画は老人福祉法(第 20 条の 8)に基づく「市町村老人福祉計画」にそれぞれ位置付けられる計画で、両計画は一体的に策定することが規定されている。なお、介護保険事業計画は、国が示す基本指針に即して定めることとされている。

介護保険事業計画	介護保険サービスの見込量と提供体制の確保、事業実施について 定める計画であり、介護保険料の算定基礎となるもの
高齢者福祉計画	地域における高齢者を対象とした福祉サービス全般の供給体制の 確保に関する計画

3 これまでの取組

「上越市第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画」の計画期間における主な取組 〇地域包括ケアシステムの深化・推進

- 介護予防・重症化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・認知症施策の推進「上越市認知症施策総合戦略(上越市版オレンジプラン)の策定」など ○高齢者福祉施策の充実
- ・高齢者の見守り支援の強化・日常生活支援の充実
- ・高齢者の積極的な社会参加や交流の場づくりの推進

4 計画の背景と方向性

高齢化が急速に進展する中、2025年(令和7年)にいわゆる団塊の世代(昭和22年~昭和24年生まれ)がすべて75歳以上の後期高齢者に、2040年(令和22年)には団塊ジュニア世代(昭和46年~昭和49年生まれ)が65歳以上に到達し、要支援・要介護認定者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者など、支援を必要とする人の増加が見込まれる。

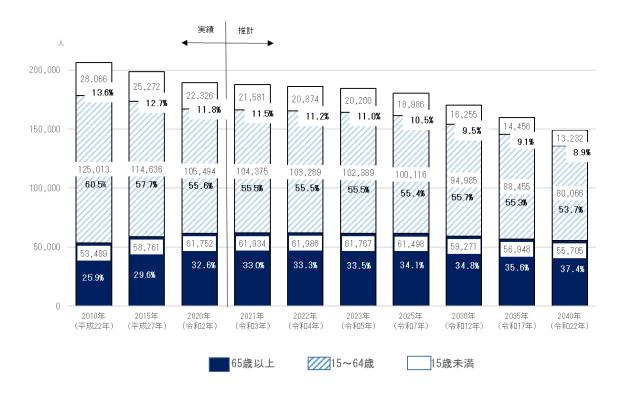
当市においては、今後、要介護となるリスクの高い 75 歳以上の後期高齢者人口が増加する見込みであり、全国や県との比較においても要介護認定率が高いため、介護予防や生活習慣病の重症化予防の取組がより重要になってくる。

また、三世代世帯の減少や単身世帯の増加などにより、市民のニーズは複雑化・複合化しており、地域における包括的な支援体制の構築が必要である。

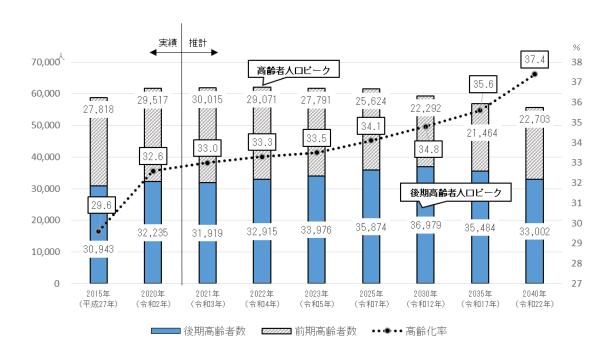
このような中、全国より早く高齢化が進行する当市では、高齢者のみならず、障害のある 人や子どもなどにも対象を広げる「上越市版地域包括ケアシステム」の定着を図り、人と人、 人と社会がつながる地域共生社会の実現を目指して各種施策の展開を図る。

(1) 高齢者人口等の現状と推計

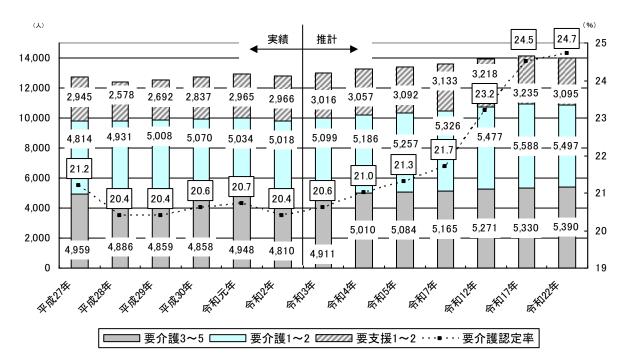
図表1 人口構成の推移と推計(各年10月1日現在)



図表 2 前期・後期高齢者数の推移と推計(各年10月1日現在)



図表 3 要介護認定者数 (要介護度別) の推移と推計



※要介護認定率は、高齢者(第1号被保険者)全体に占める65歳以上の認定者の割合

※認定者数は第2号被保険者の認定者を含んだ各年10月1日現在の人数

図表 4 要介護認定率の国・県との比較

(単位:%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	全 国	18.0	18.0	18.3	18. 5
要介護認定率	新潟県	18.6	18.6	18. 7	18.8
	上越市	20. 3	20. 3	20. 5	20.6

※資料:国の『地域包括ケア「見える化」システム』(各年度3月末現在)

図表 5 認知症高齢者数の推移と推計

実績 ◆ ★ 推計

区分	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年
	(平成 22 年)	(平成 27 年)	(令和2年)	(令和7年)	(令和 12 年)	(令和 22 年)
認知症高齢者数(人)	7,670	8, 822	9, 133	9, 834	10, 140	10, 392
65 歳以上人口に占める割合	14.3%	15.0%	14. 8%	16.0%	17. 1%	18. 7%
要支援・要介護認定者に占め る割合	68.6%	70. 9%	72. 7%	73. 5%	73. 8%	75. 4%

※認知症高齢者数は各年 10 月 1 日現在の要介護認定データを基に、「認知症高齢者の日常生活自立度」 II a 以上の人数。(要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない。)

※令和7年以降は、令和2年10月1日現在の要介護認定データを基に、年齢別の「認知症高齢者の日常 生活自立度」Ⅱa以上の割合を、年齢別の人口推計に乗じて算出

5 基本理念と基本施策

【基本理念】誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分 らしく暮らせる地域社会の実現

基本目標

基本施策と取組内容

【基本目標1】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制の整備を強化します

- (1) 地域包括ケアシステムの定着
 - ア 地域包括支援センターの対応力の向上
 - イ 地域ケア会議の推進
 - ウ 地域での見守り活動の推進
 - エ 権利擁護の推進
 - オ 地域支え合い事業の推進
- (2) 認知症施策の推進
 - ア 上越市認知症施策総合戦略の推進
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
 - ア 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 高齢者福祉サービスの提供
 - ア 在宅介護等における負担軽減制度の実施
 - イ ひとり暮らし高齢者等に対する生活支援
 - ウ 在宅での生活が困難な高齢者の生活の場の確保

【基本目標 2】

利用者の自立を支 え、介護する家族等 を支援する介護保険 サービスの充実を図 ります

- (5) 防災、感染症対策の周知・啓発
 - ア 災害時・緊急時における支援
 - イ 感染症対策に係る体制整備
- (1) 在宅介護サービスの充実
 - ア 介護保険サービスの充実
 - イ 介護給付適正化の推進

【基本目標3】

一人ひとりの出番を 創出し、生きがいを 持っていきいきと暮 らせるまちづくりを 推進します

- (2) 介護人材の確保及び業務効率化の推進
 - ア 介護人材の確保
 - イ 業務効率化の推進
- (1) 高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進
 - ア 高齢者の積極的な社会参加や交流の場づくりの推進
 - イ 介護予防・重度化防止の推進

6 介護保険サービス量の見込みとサービスの確保・介護保険料(案)

(1) サービス量の見込み

・介護保険サービス量の見込みは、国から示された「自然体推計の計算過程の確認シート」を 参考にワークシートを作成し、令和2年度における直近の介護保険サービス量の実績、次の 要介護認定者数の推移、施設整備計画(案)を勘案して推計した。

(2) 要介護認定者数の推移と施設整備の考え方

計画期	第8期	第9期	第 10 期	第11期	第 12 期	第 13 期	第 14 期
年度	R3∼R5	R6∼R8	R9	R12	R15	R18	R21
十段	K2, ~ K3	V0, ~V0	∼R11	∼R14	∼R17	∼R20	∼R23
要介護認定者数 の推移	認定者数が増加傾向 (R7(2025):団塊の世代が後期高齢者になりきる)			認定者数が ピークに	認定者数 (R22(2040): アが65歳以		
施設・介護サー ビスのニーズ							
施設整備の考え 方		限の施設整 認定者数の		_	え、過剰なカ	施設整備は	行わない)

(3) 施設整備計画(案)

【施設整備の方針】

- ・特別養護老人ホームへの入所申込者の待機状況や、既存施設の運営維持を図ることの双方の 視点から、特別養護老人ホームに併設するショートステイを特別養護老人ホームに転換す る。
- ・介護老人保健施設は、定員減の意向を示した施設の運営状況等を勘案し定員を減ずる。
- ・認知症グループホームの入所申込者の待機状況や、在宅介護実態調査の検証等を踏まえ、認 知症グループホーム及び小規模多機能型居宅介護を整備する。
- ・なお、広域型特別養護老人ホームの整備は一定程度進んでいるものと考え、今期の新規創設は行わない。また、小規模特別養護老人ホームについても、令和16年に施設が余剰とならないよう、広域型特別養護老人ホームと同様に新規創設は行わない。

【施設整備】

施設種別	第7期 計画まで	第8期 整備案	第 8 期 整備後	内容
①特別養護老人ホーム	1,500 床 (17 施設)	転換 30 床	1,530 床 (17 施設)	3施設で各10床の転換
②介護老人保健施設	837 床 (9 施設)	▲10 床 (定員減)	827 床 (9 施設)	1 施設 10 床の減
③認知症グループホーム	486 床 (31 施設)	18 床創設 (1 施設)	504 床 (32 施設)	1 施設 18 床を整備
④小規模多機能型居宅介護	22 事業所	1事業所 創設	23 事業所	1 事業所を整備 (定員 29 人以下)

(4) 介護給付費等(推計)

(単位:千円)

石 口	第7期見込		S	第8期計画		
項目	(H30∼R2)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計	前期比
介護給付費 等	65, 078, 818	22, 116, 514	22, 505, 626	22, 776, 457	67, 398, 597	+3.6%
地域支援事 業費	2, 744, 232	961, 166	980, 527	999, 194	2, 940, 887	+7.2%
計	67, 823, 050	23, 077, 680	23, 486, 153	23, 775, 651	70, 339, 484	+3.7%

(5) 保険料基準額(試算)

第 7 期 (月額) 第 8 期 (月額) 保険料基準額 6,483 円 \rightarrow 6,875 円 (392 円増)

- ※上記の保険料基準額は現時点における推計値であり、今後、以下の未反映要素を反映させることにより変動する。
 - ・令和3年度介護報酬改定(令和3年1月に国から通知予定)
 - ・調整交付金差額相当額(12月発表予定)

第8期 月額保険料基準額 (一人当たり) の内訳

*月額保険料基準額 = A - B - C = 6,875円

